

寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(課等及び担当の設置)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課等及び担当の設置)</p>
<p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>	<p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>
<p><u>企画部</u></p> <p><u>企画政策課 企画マーケティング担当</u></p> <p><u>財政課 財政担当 契約検査担当</u></p> <p><u>広報戦略課 広報プロモーション担当</u></p> <p><u>デジタル推進課 D X 推進担当</u></p> <p><u>情報システム担当</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>総務課 秘書担当 行政管理担当</u></p> <p><u>人事課 人事給与担当 職員力推進担当</u></p> <p><u>財産管理課 庁舎管理担当 資産経営担当</u></p> <p><u>税務収納課 町民税担当 資産税担当 収納担当</u></p> <p><u>町民部</u></p> <p><u>町民協働課 協働推進担当</u></p> <p><u>町民安全課 災害対策担当 防犯・交通安全担当 消防担当</u></p> <p><u>町民窓口課 総合窓口担当 相談・人権担当</u></p> <p><u>学び育成部</u></p> <p><u>子育て支援課 子ども家庭担当 のびのびすくすく担当</u></p> <p><u>保育幼稚園課 保育幼稚園担当</u></p> <p><u>学び推進課 文化・生涯学習担当</u></p> <p><u>青少年育成担当</u></p> <p><u>スポーツ課 スポーツ推進担当</u></p> <p><u>スポーツ施設担当</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>福祉課 総務担当 障がい福祉担当</u></p> <p><u>高齢介護課 高齢福祉担当 介護保険担当</u></p> <p><u>保険年金課 年金担当 国保・高齢</u></p>	<p><u>町長室</u></p> <p><u>秘書担当</u></p> <p><u>倉見拠点づくり担当</u></p> <p><u>特命担当</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>企画政策課 企画マーケティング担当</u></p> <p><u>財政課 財政担当 契約検査担当</u></p> <p><u>広報戦略課 広報プロモーション担当</u></p> <p><u>資産経営課 資産マネジメント担当</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>総務課 庁舎管理担当 行政管理担当</u></p> <p><u>人事課 人事給与担当 職員力推進担当</u></p> <p><u>税務収納課 町民税担当 資産税担当 収納担当</u></p> <p><u>デジタル推進課 D X 推進担当</u></p> <p><u>情報システム担当</u></p> <p><u>町民部</u></p> <p><u>町民協働課 協働推進担当</u></p> <p><u>町民安全課 災害対策担当 防犯・交通安全担当 消防担当</u></p> <p><u>町民窓口課 総合窓口担当 相談・人権担当</u></p> <p><u>スポーツ課 スポーツ推進担当</u></p> <p><u>スポーツ施設担当</u></p> <p><u>子ども育成部</u></p> <p><u>子ども政策課 子ども政策担当</u></p> <p><u>子育て支援課 子ども家庭担当 のびのびすくすく担当</u></p> <p><u>保育幼稚園課 保育幼稚園担当</u></p> <p><u>学童保育担当</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p>

者医療担当

健康づくり課 健康づくり担当

環境経済部

産業振興課 商工労政担当 観光担当 企業支援担当

農政課 農政担当

環境課 環境保全担当 資源廃棄物担当

都市建設部

道路課 管理担当 整備担当

下水道課 管理担当 整備担当

都市計画課 都市計画・開発指導担当 都市みどり担当

倉見拠点づくり課 倉見拠点づくり担当

都市整備課 市街地整備担当

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。

企画部

企画政策課

企画マーケティング担当

(1) 行政施策の総合的企画、調整及び評価に関すること。

(2) 行政組織の企画に関すること。

(3) 特命事項の調査、研究に関すること。

(4) 総合計画に関すること。

(5) まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに人口施策及び移住・定住促進施策に係る総合的企画、調整及び推進に関すること

(6) 広域行政に関すること。

福祉課 総務担当 障がい福祉担当

高齢介護課 高齢福祉担当 介護保険担当

保険年金課 年金担当 国保・高齢者医療担当

健康づくり課 健康づくり担当

環境経済部

産業振興課 商工労政担当 観光担当 企業支援担当

農政課 農政担当

環境課 環境保全担当 資源廃棄物担当

都市建設部

道路課 管理担当 整備担当

下水道課 管理担当 整備担当

都市計画課 都市計画・開発指導担当 都市みどり担当

都市整備課 市街地整備担当

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。

町長室

秘書担当

(1) 町長及び副町長の秘書に関すること。

(2) 儀式及び交際に関すること。

(3) 表彰及びほう賞に関すること。

(4) 町長乗用車の運行に関すること。

(5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関すること。

(6) 室内の庶務に関すること。

(7) 室内の事務連絡に関すること。

(7) 全庁会議及び関係課調整会議に関すること。

(8) 行政サービス改革に関すること。

(9) 地方分権に関すること。

(10) 事務改善に関すること。

(11) マーケティング及びブランディングに係る総合的企画及び調整に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

(13) 部内の事務連絡に関すること。

(14) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

#### ICT推進担当

(1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。

(2) コンピュータによる事務処理に関すること。

(3) コンピュータによるシステム開発に関すること。

(4) ICT技術の研究及び利活用に関すること。

#### 財政課

#### 財政担当

(1) 予算編成に関すること。

(2) 予算の配当及び執行管理に関すること。

(3) 財政計画に関すること。

(4) 町債及び一時借入金に関すること。

#### 倉見拠点づくり担当

(1) ツインシティ倉見地区のまちづくりの推進に関すること。

(2) 東海道新幹線新駅設置対策に関すること。

#### 特命担当

(1) 町長が特に指示した事項に関すること。

(2) プロジェクトチームの編成に関すること。

(3) 町長公約の推進に関すること。

#### 企画部

#### 企画政策課

#### 企画マーケティング担当

(1) 行政施策の総合的企画、調整及び評価に関すること。

(2) 行政組織の企画に関すること。

(3) 総合計画に関すること。

(4) まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに人口施策及び移住・定住促進施策に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。

(5) 広域行政に関すること。

(6) 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び全庁会議に関すること。

(7) 行政サービス改革に関すること。

(8) 地方分権に関すること。

(9) 事務改善に関すること。

(5) 地方交付税等に関すること。

(6) 財政状況の公表に関する  
こと。

(7) 決算における主要な施策の  
成果説明及び決算統計に関する  
こと。

(8) 基金の運用管理に関するこ  
と。

(9) 手数料等の収入の総括に関  
すること。

(10) 寄附金の採納に関するこ  
と。

(11) 課の庶務に関すること。

#### 契約検査担当

(1) 工事請負契約及びこれに係  
る委託契約の執行に関すること。

(2) 工事請負契約及び委託契約  
の総括管理に関すること。

(3) 物品の購入契約及び検収に  
関すること。

(4) 契約業者の入札参加資格の  
審査及び登録に関すること。

(5) 工事等の検査に関すること。

(6) 国庫補助金対象工事に伴う  
検査の調整に関すること。

(7) 土木、建築工事等の施工基準  
に関すること。

(8) 公共工事に伴う建設廃材の  
調整に関すること。

#### 広報戦略課

広報プロモーション担当

(10) マーケティング及びブラン  
ディングに係る総合的企画  
及び調整に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

(12) 部内の事務連絡に関する  
こと。

#### 財政課

##### 財政担当

(1) 予算編成に関すること。

(2) 予算の配当及び執行管理に  
関すること。

(3) 財政計画に関すること。

(4) 町債及び一時借入金に関す  
ること。

(5) 地方交付税等に関するこ  
と。

(6) 財政状況の公表に関するこ  
と。

(7) 決算における主要な施策の  
成果説明及び決算統計に関す  
ること。

(8) 基金の運用管理に関するこ  
と。

(9) 手数料等の収入（広告に係  
る収入を除く。）の総括に関す  
ること。

(10) 課の庶務に関すること。

##### 契約検査担当

(1) 工事請負契約及びこれに係  
る委託契約の執行に関するこ  
と。

(2) 工事請負契約及び委託契約

- (1) 広報活動の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) ブランディングに係る普及啓発に関すること。
- (3) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 広報番組の企画及び制作に関すること。
- (5) インターネットホームページ及びソーシャルネットワーキングサービスの管理及び運用に関すること。
- (6) 報道機関との連絡に関すること。
- (7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

総務部

総務課

秘書担当

- (1) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及びほう賞に関すること。
- (4) 町長乗用車の運行に関すること。
- (5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。
- (7) 部内の事務連絡に関するこ

の総括管理に関すること。

- (3) 物品の購入契約及び検収に関すること。
- (4) 契約業者の入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (5) 工事等の検査に関すること。
- (6) 国庫補助金対象工事に伴う検査の調整に関すること。
- (7) 土木、建築工事等の施工基準に関すること。
- (8) 公共工事に伴う建設廃材の調整に関すること。

広報戦略課

広報プロモーション担当

- (1) 広報活動の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) ブランディングに係る普及啓発に関すること。
- (3) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 広報番組の企画及び制作に関すること。
- (5) インターネットホームページ及びソーシャルネットワーキングサービスの管理及び運用に関すること。
- (6) 報道機関との連絡に関すること。
- (7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

資産経営課

資産マネジメント担当

と。

(8) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

行政管理担当

(1) 条例、規則等の制定、改廃等の手続に関すること。

(2) 例規集の編集及び管理に関すること。

(3) 議会の招集、議案の審査等に関すること。

(4) 議会及び執行機関との連絡調整に関すること。

(5) 公告式に関すること。

(6) 訴訟に関すること。

(7) 自治行政法律相談に関すること。

(8) 公印の管理に関すること。

(9) 文書の收受、発送、審査、印刷及び保存に関すること。

(10) 情報公開制度に関すること。

(11) 個人情報保護制度に関すること。

(12) 固定資産評価審査委員会に関すること。

(13) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査に関すること。

(14) 庶務会議に関すること。

(15) 寒川文書館との連絡調整に関すること。

(16) 課の庶務に関すること。

(1) 公共施設等総合管理計画の進行管理に関すること。

(2) 公有財産管理の総括調整に関すること。

(3) 普通財産の管理、貸付及び処分に関すること。

(4) 借用地に関すること。

(5) 公有財産の保険(建物災害共済及び総合賠償補償保険)に関すること。

(6) 行政境界に関すること。

(7) 土地開発公社に関すること。

(8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)に関すること。

(9) 不動産評価委員会に関すること。

(10) 建築営繕工事及び受託工事の設計、施工、監理及び監督に関すること。

(11) 建築設計、工事等の予算見積りに関すること。

(12) 指定管理者制度に関すること。

(13) 公民連携による公共施設マネジメントに関すること。

(14) 財源確保に係る施策の企画及び調整に関すること。

(15) 広告事業及び協賛金収入に係る企画及び調整に関すること。

(16) 施設等の命名権に係る企画及び調整に関すること。

(17) 寄附金及び寄附物品の採納に関すること。

(18) ふるさと納税に係る企画

人事課

人事給与担当

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。
- (3) 特別職報酬等審議会に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償等に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (7) 職員の旅費に関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 市町村職員共済組合及び市町村職員退職手当組合に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

職員力推進担当

- (1) 職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 職員の選考及び試験に関すること。
- (3) 職員の人事評価に関すること。
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 行政組織の調整に関すること。

財産管理課

庁舎管理担当

及び調整に関すること。

- (19) 課の庶務に関すること。

総務部

総務課

庁舎管理担当

- (1) 庁舎（一之宮分庁舎を除く。）の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 庁用自動車の管理及び運用に関すること。
- (3) 町が管理する建物、工作物等の維持及び補修に関すること。
- (4) 公有財産の保険（自動車損害共済）に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 部内の事務連絡に関すること。

行政管理担当

- (1) 条例、規則等の制定、改廃等の手続に関すること。
- (2) 例規集の編集及び管理に関すること。
- (3) 議会の招集、議案の審査等に関すること。
- (4) 議会及び執行機関との連絡調整に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 訴訟に関すること。
- (7) 自治行政法律相談に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 文書の收受、発送、審査、印刷及び保存に関すること。

- (1) 庁舎（一之宮分庁舎を除く。）の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 庁用自動車の管理及び運用に関すること。
- (3) 町が管理する建物、工作物等の維持及び補修に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

#### 資産経営担当

- (1) 公共施設等総合管理計画の進行管理に関すること。
- (2) 公有財産管理の総括調整に関すること。
- (3) 普通財産の管理、貸付及び処分に関すること。
- (4) 借用地に関すること。
- (5) 公有財産の保険に関すること。
- (6) 行政境界に関すること。
- (7) 土地開発公社に関すること。
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。
- (9) 不動産評価委員会に関すること。
- (10) 寄附物品の採納に関すること。
- (11) 建築営繕工事及び受託工事の設計、施工、監理及び監督に関すること。
- (12) 建築設計、工事等の予算見積りに関すること。
- (13) 指定管理者制度に関すること。

(10) 情報公開制度に関すること。

(11) 個人情報保護制度に関すること。

(12) 固定資産評価審査委員会に関すること。

(13) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査に関すること。

(14) 庶務会議に関すること。

(15) 寒川文書館との連絡調整に関すること。

#### 人事課

##### 人事給与担当

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(2) 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。

(3) 特別職報酬等審議会に関すること。

(4) 職員の公務災害補償等に関すること。

(5) 職員の福利厚生に関すること。

(6) 職員の労働安全衛生に関すること。

(7) 職員の旅費に関すること。

(8) 職員団体に関すること。

(9) 市町村職員共済組合及び市町村職員退職手当組合に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。



税務収納課

町民税担当

- (1) 町民税及び県民税の課税資料の調査収集に関すること。
- (2) 町民税及び県民税の課税標準の決定及び賦課に関すること。
- (3) 町民税及び県民税の課税台帳の閲覧及び管理に関すること。
- (4) 法人町民税、軽自動車税及び町たばこ税の賦課に関すること。

資産税担当

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 土地評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 特別土地保有税に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 家屋評価及び価格の決定に関すること。
- (6) 償却資産申告及び賦課に関すること。

収納担当

- (1) 町税の調定に関すること。
- (2) 町税の減免、納期の延長及び不納欠損処分に関すること。
- (3) 町税の徴収に関すること。
- (4) 町税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (5) 税制に関する調査及び研究

職員力推進担当

- (1) 職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 職員の選考及び試験に関すること。
- (3) 職員の人事評価に関すること。
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 行政組織の調整に関すること。

税務収納課

町民税担当

- (1) 町民税、県民税及び森林環境税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (2) 軽自動車税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (3) 法人町民税の調査、調定及び減免に関すること。
- (4) 町たばこ税の調査及び調定に関すること。

資産税担当

- (1) 固定資産税及び都市計画税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 特別土地保有税に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 固定資産関係の諸証明に関すること。

収納担当

に関すること。

(6) 町税に関する審査請求に関する  
こと。

(7) 町税の統計に関する  
こと。

(8) 町税関係の諸証明に関する  
こと。

(9) 国民健康保険料、後期高齢者  
医療保険料、介護保険料及び保育  
料の滞納整理(移管を受けたもの  
に限る。)に関する  
こと。

(10) 課専用公印の管理に関する  
こと。

(11) 課の庶務に関する  
こと。

#### 町民部

##### 町民協働課

##### 協働推進担当

(1) 寒川町自治基本条例(平成18  
年寒川町条例第32号)に関する  
こと。

(2) 地域担当職員制度に関する  
こと。

(3) 住民活動の推進及び支援に  
関する  
こと。

(4) ボランティア活動団体及び  
民間非営利組織の掌握に関する  
こと。

(5) まちづくり懇談会に関する  
こと。

(6) まちづくり推進会議に関する  
こと。

(7) 自治会等の地縁団体に関する  
こと。

(8) 地域集会施設の指定管理者

(1) 調定に関する  
こと。

(2) 町税の不納欠損処分に関する  
こと。

(3) 町税の徴収に関する  
こと。

(4) 町税の徴収嘱託及び受託に  
関する  
こと。

(5) 税制に関する調査及び研究  
に関する  
こと。

(6) 町税に関する審査請求に関  
する  
こと。

(7) 町税の統計に関する  
こと。

(8) 町税関係の諸証明に関する  
こと。

(9) 国民健康保険料、後期高齢  
者医療保険料、介護保険料及び  
保育料の滞納整理(移管を受け  
たものに限る。)に関する  
こと。

(10) 課専用公印の管理に関する  
こと。

(11) 課の庶務に関する  
こと。

##### デジタル推進課

##### D X推進担当

(1) 情報施策の総合的企画及び  
調整に関する  
こと。

(2) 自治体D Xの推進に関する  
こと。

(3) 課の庶務に関する  
こと。

##### 情報システム担当

による管理に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

(10) 部内の事務連絡に関すること。

(11) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

#### 町民安全課

##### 災害対策担当

(1) 町民の危機管理に関すること。

(2) 防災会議に関すること。

(3) 地域防災計画に関すること。

(4) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。

(5) 防災備蓄品の保守管理に関すること。

(6) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(7) 防災意識の啓発に関すること。

(8) 自主防災組織に関すること。

(9) 水防に関すること。

(10) 国民保護協議会に関すること。

(11) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(12) 防災協会及び治水砂防協会に関すること。

(13) 災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(14) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

(1) コンピュータによる事務処理に関すること。

(2) コンピュータによるシステム開発に関すること。

(3) ICT技術の研究及び利活用に関すること。

#### 町民部

##### 町民協働課

##### 協働推進担当

(1) 寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号）に関すること。

(2) 地域担当職員制度に関すること。

(3) 住民活動の推進及び支援に関すること。

(4) ボランティア活動団体及び民間非営利組織の掌握に関すること。

(5) まちづくり懇談会に関すること。

(6) まちづくり推進会議に関すること。

(7) 自治会等の地縁団体に関すること。

(8) 地域集会施設の指定管理者による管理に関すること。

(9) 姉妹都市及び都市間交流に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

(11) 部内の事務連絡に関すること。

#### 町民安全課

##### 災害対策担当

(15) 課の庶務に関すること。

防犯・交通安全担当

(1) 防犯対策に関すること。

(2) 一之宮分庁舎の管理及び使用に関すること。

(3) 交通安全対策の企画及び推進に関すること。

(4) 交通安全思想の普及宣伝及び安全教育に関すること。

(5) 交通指導員に関すること。

(6) 交通安全対策協議会等に関すること。

(7) 自転車駐車場に関すること。

(8) 放置自転車対策に関すること。

町民窓口課

総合窓口担当

(1) 町業務の総合案内に関すること。

(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(3) 町税関係の諸証明の発行に関すること。

(4) 破産者、成年被後見人等及び犯罪人名簿に関すること。

(5) 埋火葬、改葬の許可及び火葬の事務委託に関すること。

(6) 死産届の受理に関すること。

(7) 人口動態調査票の作成に関すること。

(8) 個人番号カードの申請、交付及び登録事項変更に関すること。

(1) 町民の危機管理に関すること。

(2) 防災会議に関すること。

(3) 地域防災計画に関すること。

(4) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。

(5) 防災備蓄品の保守管理に関すること。

(6) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(7) 防災意識の啓発に関すること。

(8) 自主防災組織に関すること。

(9) 水防に関すること。

(10) 国民保護協議会に関すること。

(11) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(12) 防災協会及び治水砂防協会に関すること。

(13) 災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(14) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

防犯・交通安全担当

(1) 防犯対策に関すること。

(2) 一之宮分庁舎の管理及び使用に関すること。

(3) 交通安全対策の企画及び推進に関すること。

(4) 交通安全思想の普及宣伝及び安全教育に関すること。

(9) 公的個人認証サービスに関すること。

(10) 課専用公印の管理に関すること。

(11) 一般旅券の申請受理等の事務委託に関すること。

(12) 自動車の臨時運行許可及び住宅用家屋証明に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

#### 相談・人権担当

(1) 陳情、要望、相談等の受付及び処理に関すること。

(2) 町民相談に関すること。

(3) 人権啓発の推進に関すること。

(4) 近親者間暴力に関すること。

(5) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(6) 自殺対策に関すること。

(7) 平和思想の推進及び普及に関すること。

(8) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に関すること。

(9) 消費生活に関すること。

#### 学び育成部

##### 子育て支援課

##### 子ども家庭担当

(1) 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議に関すること。

(2) 子育てサポートセンター業

(5) 交通指導員に関すること。

(6) 交通安全対策協議会等に関すること。

(7) 自転車駐車場に関すること。

(8) 放置自転車対策に関すること。

#### 消防担当

(1) 消防団員の任免、服務その他人事に関すること。

(2) 消防団業務の企画調整に関すること。

(3) 消防団車両、施設及び資機材の整備及び維持管理に関すること。

(4) 消防水利及び街頭消火器の整備及び維持管理に関すること。

(5) 開発行為等に対する消防水利等の設置指導に関すること。

(6) 消防庁舎の整備及び維持管理に関すること。

(7) 消防財産の取得及び管理に関すること。

(8) 消防の広域運営調整に関すること。

(9) その他消防に関すること。

#### 町民窓口課

##### 総合窓口担当

(1) 町業務の総合案内に関すること。

(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(3) 町税関係の諸証明の発行に関すること。

(4) 破産者、成年被後見人等及

務に関すること。

(3) 児童の遊び場の遊具の管理に関すること。

(4) 母子及び父子世帯並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(5) 小児の医療費の助成及び養育医療に関すること。

(6) 児童手当に関すること。

(7) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

(8) 寒川町立ひまわり教室の運営に関すること。

(9) 特定不妊治療費及び不育症治療費の助成に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

(11) 部内の事務連絡に関すること。

(12) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

のびのびすくすく担当

(1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の保健事業に関すること。

(2) 子育て世代包括支援センター事業に関すること。

(3) 産後ケア事業に関すること。

(4) 子どもの予防接種に関すること。

(5) 子育て支援相談に関すること。

(6) 児童虐待防止に関すること。

(7) 乳児家庭全戸訪問に関する

び犯罪人名簿に関すること。

(5) 埋火葬、改葬の許可及び火葬の事務委託に関すること。

(6) 死産届の受理に関すること。

(7) 人口動態調査票の作成に関すること。

(8) 個人番号カードの申請、交付及び登録事項変更に関すること。

(9) 公的個人認証サービスに関すること。

(10) 課専用公印の管理に関すること。

(11) 一般旅券の申請受理等の事務委託に関すること。

(12) 自動車の臨時運行許可及び住宅用家屋証明に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

相談・人権担当

(1) 陳情、要望、相談等の受付及び処理に関すること。

(2) 町民相談に関すること。

(3) 人権啓発の推進に関すること。

(4) 近親者間暴力に関すること。

(5) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(6) 自殺対策に関すること。

(7) 平和思想の推進及び普及に関すること。

(8) 男女共同参画社会の形成に

こと。

- (8) 養育支援訪問に関すること。
- (9) 子育て支援プログラムの実施に関すること。

#### 保育担当

- (1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業に関すること。
- (2) 地域型保育事業の認可に関すること。
- (3) 認可保育所、認定こども園(保育所部分に限る。)及び地域型保育事業の入所に関すること。
- (4) 認定こども園及び地域型保育事業の保育料の決定に関すること。
- (5) 認可保育所の保育料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。
- (6) 認可保育所等の確認及び認可に係る監査に関すること。
- (7) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (8) 子どものための教育・保育給付に関すること。

#### 学び推進課

##### 文化・生涯学習担当

- (1) 生涯学習の総合的な推進及び調整に関すること。
- (2) 文化行政の総合的な推進に関すること。
- (3) 姉妹都市及び都市間交流に関すること。

向けた施策の推進に関すること。

- (9) 消費生活に関すること。
- (10) 国際理解及び国際交流の推進に関すること。

#### スポーツ課

##### スポーツ推進担当

- (1) スポーツ及びレクリエーション活動推進に係る調査、研究及び企画に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーション関係団体並びに指導者の指導育成に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する各種事業の開催に関すること。
- (4) スポーツ推進委員に関すること。
- (5) スポーツ推進審議会に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

##### スポーツ施設担当

- (1) 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者による管理に関すること。
- (2) 寒川町営プールの指定管理者による管理に関すること。
- (3) 田端スポーツ公園の指定管理者による管理に関すること。
- (4) 倉見スポーツ公園の管理運営に関すること。
- (5) さむかわテニスコートの指定管理者による管理に関すること。

(4) 国際理解及び国際交流の推進に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

青少年育成担当

(1) 青少年指導員に関すること。

(2) 青少年問題協議会に関すること。

(3) 青少年健全育成事業に関すること。

(4) 成人式に関すること。

(5) 青少年施設の管理運営に関すること。

(6) 青少年関係団体の活動支援に関すること。

(7) 放課後児童クラブに関すること。

(8) 放課後子ども教室に関すること。

スポーツ課

スポーツ推進担当

(1) スポーツ及びレクリエーション活動推進に係る調査、研究及び企画に関すること。

(2) スポーツ及びレクリエーション関係団体及び指導者の指導育成に関すること。

(3) スポーツ及びレクリエーションに関する各種事業の開催に関すること。

(4) スポーツ推進委員に関すること。

(5) スポーツ推進審議会に関すること。

子ども育成部

子ども政策課

子ども政策担当

(1) 子ども・子育て施策の企画及び調整に関すること。

(2) 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議に関すること。

(3) 子ども・若者育成支援に係る企画及び調整に関すること。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策に係る企画及び調整に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

(6) 部内の事務連絡に関すること。

子育て支援課

子ども家庭担当

(1) 子育てサポートセンター業務に関すること。

(2) 児童の遊び場の遊具の管理に関すること。

(3) 母子及び父子世帯並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(4) 小児の医療費の助成及び養育医療に関すること。

(5) 児童手当に関すること。

(6) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

(7) 寒川町立ひまわり教室の運営に関すること。



(6) 課の庶務に関すること。

スポーツ施設担当

(1) 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者による管理に関すること。

(2) 寒川町営プールの指定管理者による管理に関すること。

(3) 田端スポーツ公園の指定管理者による管理に関すること。

(4) 倉見スポーツ公園の管理運営に関すること。

(5) さむかわ庭球場との連絡調整に関すること。

健康福祉部

福祉課

総務担当

(1) 福祉施策の企画及び調整に関すること。

(2) 民生委員推薦会及び民生委員児童委員に関すること。

(3) 生活保護世帯の支援に関する

(8) 不育症治療費の助成に関する

(9) 妊婦のための支援給付に関する

(10) 課の庶務に関すること。

のびのびすくすく担当

(1) こども家庭センターに関する

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第2章に規定する母子保健の向上に関する措置に関する

(3) 児童虐待防止に関する

(4) ヤングケアラーの支援に関する

(5) 乳児家庭全戸訪問事業に関する

(6) 養育支援訪問事業に関する

(7) 子育て世帯訪問支援事業に関する

(8) 親子関係形成支援事業に関する

(9) 妊婦等包括相談支援事業に関する

(10) 子どもの予防接種に関する

保育幼稚園課

保育幼稚園担当

(1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業に関する

(2) 地域型保育事業の認可に関する

(3) 認可保育所、認定こども園

ること。

(4) 生活困窮世帯の相談に関する  
こと。

(5) 災害援護に関する  
こと。

(6) 戦傷病者、戦没者遺族等に  
関すること。

(7) 原子爆弾被爆者に関する  
こと。

(8) 行旅病人及び行旅死亡人に  
関すること。

(9) 社会福祉協議会との連携に  
関すること。

(10) 福祉活動センターの指定管  
理者による管理に関する  
こと。

(11) 社会福祉団体(別に定める  
ものを除く。)及び援護団体に  
関すること。

(12) 日本赤十字社に関する  
こと。

(13) 避難行動要支援者の把握に  
関すること。

(14) 課専用公印の管理に関する  
こと。

(15) 課の庶務に関する  
こと。

(16) 部内の事務連絡に関する  
こと。

(17) 部内の他課の所管に属しな  
い事務に関する  
こと。

#### 障がい福祉担当

(1) 障害者総合支援制度に関する  
こと。

(2) 身体障害者の福祉に関する  
こと。

(保育所部分に限る。)及び地  
域型保育事業の入所に関する  
こと。

(4) 認定こども園及び地域型保  
育事業の保育料の決定に関する  
こと。

(5) 認可保育所の保育料の賦課  
及び徴収(税務収納課に移管し  
たものを除く。)に関する  
こと。

(6) 認可保育所等の確認及び認  
可に係る監査に関する  
こと。

(7) 子育てのための施設等利用  
給付に関する  
こと。

(8) 子どものための教育・保育  
給付に関する  
こと。

(9) 課の庶務に関する  
こと。

#### 学童保育担当

(1) 放課後児童健全育成事業に  
関すること。

(2) その他放課後児童クラブに  
関すること。

#### 健康福祉部

##### 福祉課

##### 総務担当

(1) 福祉施策の企画及び調整に  
関すること。

(2) 民生委員推薦会及び民生委  
員児童委員に関する  
こと。

(3) 生活保護世帯の支援に関する  
こと。

(4) 生活困窮世帯の相談に関する  
こと。

(5) 災害援護に関する  
こと。

(3) 知的障害者の福祉に関する  
こと。

(4) 精神障害者の福祉に関する  
こと。

(5) 児童福祉法(昭和22年法律第  
164号)に基づく通所支援に関する  
こと。

(6) 障害者団体の育成指導に関  
すること。

(7) 障害者医療費の助成に関す  
ること。

(8) 障害者虐待防止に関するこ  
と。

#### 高齢介護課

##### 高齢福祉担当

(1) 高齢者保健福祉計画に関す  
ること。

(2) 高齢者福祉事業の実施に関  
すること。

(3) 高齢者福祉の相談及び指導  
に関すること。

(4) 公益財団法人寒川町シルバ  
ー人材センターとの連携に関す  
ること。

(5) 高齢者在宅サービスに関す  
ること。

(6) 敬老金の支給に関するこ  
と。

(7) 高齢者団体の指導育成に関  
すること。

(8) 老人福祉法(昭和38年法律第  
133号)の施行事務に関するこ  
と。

(9) 湘南広域福祉事業に関する  
こと。

(10) ふれあいセンターの指定管

(6) 戦傷病者、戦没者遺族等に  
関すること。

(7) 原子爆弾被爆者に関するこ  
と。

(8) 行旅病人及び行旅死亡人に  
関すること。

(9) 社会福祉協議会との連携に  
関すること。

(10) 福祉活動センターの指定  
管理者による管理に関するこ  
と。

(11) 社会福祉団体(別に定める  
ものを除く。)及び援護団体に  
関すること。

(12) 日本赤十字社に関するこ  
と。

(13) 避難行動要支援者の支援  
に関すること。

(14) 孤独・孤立対策に関するこ  
と。

(15) 課専用公印の管理に関す  
ること。

(16) 課の庶務に関するこ  
と。

(17) 部内の事務連絡に関する  
こと。

##### 障がい福祉担当

(1) 障害者総合支援制度に関す  
ること。

(2) 身体障害者の福祉に関する  
こと。

(3) 知的障害者の福祉に関する  
こと。

(4) 精神障害者の福祉に関する  
こと。

(5) 児童福祉法(昭和22年法律

理者による管理に関すること。

(11) 老人福祉施設等の設置に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

#### 介護保険担当

(1) 介護保険事業計画に関すること。

(2) 介護保険料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。

(3) 介護保険の保険給付に関すること。

(4) 介護保険被保険者の資格の得喪に関すること。

(5) 地域密着型サービス、指定居宅介護支援サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

(6) 指定介護サービス事業所、介護保険施設等に対する指導監督に関すること。

(7) 介護認定に関すること。

(8) 介護保険の諸統計に関すること。

(9) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。

(10) 地域包括支援センターに関すること。

(11) 地域支援事業に関すること。

(12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

#### 保険年金課

第164号)に基づく通所支援に関すること。

(6) 障害者団体の育成指導に関すること。

(7) 障害者医療費の助成に関すること。

(8) 障害者虐待防止に関すること。

#### 高齢介護課

##### 高齢福祉担当

(1) 高齢者保健福祉計画に関すること。

(2) 高齢者福祉事業の実施に関すること。

(3) 高齢者福祉の相談及び指導に関すること。

(4) 公益財団法人寒川町シルバー人材センターとの連携に関すること。

(5) 高齢者在宅サービスに関すること。

(6) 敬老金の支給に関すること。

(7) 高齢者団体の指導育成に関すること。

(8) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の施行事務に関すること。

(9) 湘南広域福祉事業に関すること。

(10) ふれあいセンターの指定管理者による管理に関すること。

(11) 老人福祉施設等の設置に関すること。

年金担当

- (1) 国民年金(福祉年金及び特別障害給付金を含む。)裁定請求書の受理、事実の審査及び送付に関すること。
- (2) 国民年金第1号被保険者に係る届出の受理、事実の審査及び送付に関すること。
- (3) 国民年金制度の普及、相談に関すること。
- (4) 国民年金保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理、事実の審査並びに送付に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

国保・高齢者医療担当

- (1) 国民健康保険事業の運営に関すること。
- (2) 国民健康保険料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。
- (3) 国民健康保険の給付に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (6) 国民健康保険の諸統計に関すること。
- (7) 国民健康保険高額療養費貸付金及び出産資金貸付金に関すること。
- (8) 後期高齢者医療に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

介護保険担当

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。
- (3) 介護保険の保険給付に関すること。
- (4) 介護保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- (5) 地域密着型サービス、指定居宅介護支援サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (6) 指定介護サービス事業所、介護保険施設等に対する指導監督に関すること。
- (7) 介護認定に関すること。
- (8) 介護保険の諸統計に関すること。
- (9) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。
- (10) 地域包括支援センターに関すること。
- (11) 地域支援事業に関すること。
- (12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

保険年金課

(9) 後期高齢者医療保険料の徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。

(10) 課専用公印の管理に関すること。

#### 健康づくり課

##### 健康づくり担当

(1) 健康づくりに関すること。

(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に関すること。

(3) 保健師業務の統括及び調整に関すること。

(4) 国民健康保険被保険者の健康の保持及び増進に関すること。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

(6) 各種予防接種(子育て支援課の主管に属するものを除く。)及び感染症予防に関すること。

(7) 医師その他の医療関係団体との連絡調整に関すること。

(8) 健康管理センターの指定管理者による管理に関すること。

(9) 保健福祉施設の整備に関すること。

(10) 墓地(町民窓口課の主管に属するものを除く。)に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

#### 年金担当

(1) 国民年金(福祉年金及び特別障害給付金を含む。)裁定請求書の受理、事実の審査及び送付に関すること。

(2) 国民年金第1号被保険者に係る届出の受理、事実の審査及び送付に関すること。

(3) 国民年金制度の普及及び相談に関すること。

(4) 国民年金保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理、事実の審査並びに送付に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

#### 国保・高齢者医療担当

(1) 国民健康保険事業の運営に関すること。

(2) 国民健康保険料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。

(3) 国民健康保険の給付に関すること。

(4) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。

(5) 国民健康保険運営協議会に関すること。

(6) 国民健康保険の諸統計に関すること。

(7) 後期高齢者医療に関すること。

(8) 後期高齢者医療保険料の徴収(税務収納課に移管したもの

環境経済部

産業振興課

商工労政担当

- (1) 商工業の活性化及び調整に関すること。
- (2) 商工業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (3) 商店街整備及び共同施設に関すること。
- (4) 中心市街地活性化に関すること。
- (5) 計量器の検査に関すること。
- (6) 労働行政に関すること。
- (7) 勤労者福祉に関すること。
- (8) 産業全体の連携に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。
- (10) 部内の事務連絡に関すること。
- (11) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

観光担当

- (1) 観光資源の発掘及び活性化に関すること。
- (2) 観光関係団体の指導及び育成に関すること。
- (3) 観光及び特産物の宣伝に関すること。

を除く。)に関すること。

- (9) 課専用公印の管理に関すること。

健康づくり課

健康づくり担当

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業に関すること。
- (3) 統括保健師の業務に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者の健康の保持及び増進に関すること。
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。
- (6) 各種予防接種（子育て支援課の主管に属するものを除く。）及び感染症予防に関すること。
- (7) 医師会その他の医療関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 健康管理センターの指定管理者による管理に関すること。
- (9) 墓地（町民窓口課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

環境経済部

産業振興課

商工労政担当

- (1) 商工業の活性化及び調整に関すること。
- (2) 商工業関係団体の指導及び育成に関すること。

企業支援担当

- (1) 企業等支援に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 企業等の情報の収集、分析等に関すること。
- (3) 企業等の経営改善策に関すること。

農政課

農政担当

- (1) 農業施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業の振興指導に関すること。
- (3) 農業振興地域に関すること。
- (4) 農業委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関すること。
- (5) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (6) 林業及び漁業に関すること。
- (7) 農業生産基盤の整備及び維持管理に関すること。
- (8) 家畜の感染症予防に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

環境課

環境保全担当

- (1) 環境施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化防止対策及びエネルギー対策の推進に関すること。
- (3) 公害防止対策の推進及び指

(3) 商店街整備及び共同施設に関すること。

(4) 中心市街地活性化に関すること。

(5) 計量器の検査に関すること。

(6) 労働行政に関すること。

(7) 勤労者福祉に関すること。

(8) 産業全体の連携に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

(10) 部内の事務連絡に関すること。

観光担当

(1) 観光資源の発掘及び活性化に関すること。

(2) 観光関係団体の指導及び育成に関すること。

(3) 観光及び特産物の宣伝に関すること。

企業支援担当

(1) 企業等支援に係る企画及び調整に関すること。

(2) 企業等の情報の収集、分析等に関すること。

(3) 企業等の経営改善策に関すること。

農政課

農政担当

(1) 農業施策の企画及び調整に関すること。

(2) 農業の振興指導に関すること。

(3) 農業振興地域に関するこ



導並びに公害の調査及び苦情処理に関すること。

(4) 環境美化の推進及び地域美化運動に関すること。

(5) 鳥獣の捕獲及び飼養等の許可に関すること。

(6) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務に関すること。

(7) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく事務に関すること。

(8) スズメバチの巣の駆除に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

#### 資源廃棄物担当

(1) 一般廃棄物処理の業務に関すること。

(2) 一般廃棄物収集計画及び最終処分に関すること。

(3) 一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関すること。

(4) 一般廃棄物処理及び浄化槽清掃業の許可等に関すること。

(5) 資源物及びごみ並びにし尿の処理広域化に関すること。

(6) 廃棄物の減量化及び資源化に関すること。

(7) ごみ集積所及び資源物集積所への不法投棄の防止に関すること。

(8) 不用品登録制度に関すること。

(9) 宮山駅前公衆便所及び寒川駅前公衆便所の維持管理に関すること。

と。

(4) 農業委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関すること。

(5) 農業委員会との連絡調整に関すること。

(6) 林業及び漁業に関すること。

(7) 農業生産基盤の整備及び維持管理に関すること。

(8) 家畜の感染症予防に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

#### 環境課

##### 環境保全担当

(1) 環境施策の企画及び調整に関すること。

(2) 地球温暖化防止対策及びエネルギー対策の推進に関すること。

(3) 公害防止対策の推進及び指導並びに公害の調査及び苦情処理に関すること。

(4) 環境美化の推進及び地域美化活動に関すること。

(5) 鳥獣の捕獲及び飼養等の許可に関すること。

(6) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務に関すること。

(7) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく事務に関すること。

(8) スズメバチの巣の駆除に関すること。

都市建設部

道路課

管理担当

- (1) 道路の認定、廃止、変更及び区域の決定に関すること。
- (2) 道路、橋りょう、水路(他課の所管に属する水路を除く。以下同じ。)の台帳整備に関すること。
- (3) 道路及び水路の境界確認に関すること。
- (4) 道路占用、汚水流入、水路占用及び特殊車両通行に係る許認可に関すること。
- (5) 開発行為に係る調整に関すること。
- (6) 狭あい道路用地の取得及び登記に関すること。
- (7) 私道整備の補助金交付に関すること。
- (8) 道路敷の譲与及び寄附採納及び払下げに関すること。
- (9) 道路巡視、応急処理等の道水路の維持管理に関すること。
- (10) 交通安全施設の整備及び改善に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。
- (12) 部内の事務連絡に関すること。
- (13) 部内の他課の所管に属しない事務に関すること。

整備担当

- (1) 道路、橋りょう及び水路の計画及び新設改良工事に関すること。
- (2) 道路用地の取得及び登記に

- (9) 課の庶務に関すること。

資源廃棄物担当

- (1) 一般廃棄物の収集及び処理計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬、処理及び最終処分に関すること。
- (4) ごみ集積所の設置指導に関すること。
- (5) ごみ集積所への不法投棄の防止に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理の広域化に関すること。
- (9) 公衆便所の維持管理に関すること。

都市建設部

道路課

管理担当

- (1) 道路の認定、廃止、変更及び区域の決定に関すること。
- (2) 道路、橋りょう、水路(他課の所管に属する水路を除く。以下同じ。)の台帳整備に関すること。
- (3) 道路及び水路の境界確認に関すること。
- (4) 道路占用、汚水流入、水路占用及び特殊車両通行に係る許認可に関すること。
- (5) 開発行為に係る調整に関す

関すること。

(3) 道路、橋りょう及び水路の維持及び補修に関すること。

(4) 他課の所管に属しない都市計画道路に関すること。

(5) 他課の所管に属しない土木工事の予算見積りに関すること。

#### 下水道課

##### 管理担当

(1) 下水道事業の予算の執行管理及び決算に関すること。

(2) 公共下水道使用料の賦課及び徴収並びに改定に関すること。

(3) 下水道業務の経営状況、運営及び資金管理に関すること。

(4) 下水道運営審議会に関すること。

(5) 消費税の確定申告に関すること。

(6) 地方公営企業決算状況調査に関すること。

(7) 公共下水道施設の維持管理及び補修に関すること。

(8) 公共下水道台帳の整備管理に関すること。

(9) 排水設備に関すること。

(10) 公共下水道の普及促進に関すること。

(11) 公共下水道に排除する汚水の水質管理に関すること。

(12) 準用河川の維持管理に関すること。

(13) 相模川流域下水道維持管理事業に関すること。

(14) 開発行為に係る雨水及び汚

ること。

(6) 狭あい道路用地の取得及び登記に関すること。

(7) 私道整備の補助金交付に関すること。

(8) 道路敷の譲与、寄附採納及び払下げに関すること。

(9) 道路巡視、応急処理等の道路水路の維持管理に関すること。

(10) 交通安全施設の整備及び改善に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

(12) 部内の事務連絡に関すること。

##### 整備担当

(1) 道路、橋りょう及び水路の計画及び新設改良工事に関すること。

(2) 道路用地の取得及び登記に関すること。

(3) 道路、橋りょう及び水路の維持及び補修に関すること。

(4) 他課の所管に属しない都市計画道路に関すること。

(5) 他の所管に属しない土木工事の予算見積りに関すること。

#### 下水道課

##### 管理担当

(1) 下水道事業の予算の執行管理及び決算に関すること。

(2) 公共下水道使用料の賦課及び徴収並びに改定に関すること。

(3) 下水道業務の経営状況、運営及び資金管理に関すること。

(4) 下水道運営審議会に関する

水の指導に関すること。

(15) 公共下水道事業に係る河川事務に関すること。

(16) 課の庶務に関すること。

#### 整備担当

(1) 公共下水道事業の計画策定に関すること。

(2) 公共下水道建設事業の計画に関すること。

(3) 相模川流域下水道建設事業に関すること。

(4) 公共下水道建設財源の計画、要望及び管理に関すること。

(5) 公共下水道施設の災害復旧に関すること。

(6) 公共下水道建設用地の確保に関すること。

(7) 公共下水道の設計、施工及び監督に関すること。

(8) 公共下水道工事に伴う地下埋設物等障害物件に係る事前調査及び調整に関すること。

(9) 事業計画区域内の私道に対しての下水道施設設置に関すること。

(10) 公共下水道工事に伴う建物補償に係る調査及び補償に関すること。

#### 都市計画課

##### 都市計画・開発指導担当

(1) 都市計画に関すること。

(2) 交通施策に関すること。

(3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。

こと。

(5) 消費税の確定申告に関すること。

(6) 地方公営企業決算状況調査に関すること。

(7) 公共下水道施設の維持管理及び補修に関すること。

(8) 公共下水道台帳の整備管理に関すること。

(9) 排水設備に関すること。

(10) 公共下水道の普及促進に関すること。

(11) 公共下水道に排除する汚水の水質管理に関すること。

(12) 準用河川の維持管理に関すること。

(13) 相模川流域下水道維持管理事業に関すること。

(14) 開発行為に係る雨水及び汚水の指導に関すること。

(15) 公共下水道事業に係る河川事務に関すること。

(16) 公共下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。

(17) 課の庶務に関すること。

#### 整備担当

(1) 公共下水道事業の計画策定に関すること。

(2) 公共下水道建設事業の計画に関すること。

(3) 相模川流域下水道建設事業に関すること。

(4) 公共下水道建設財源の計画、要望及び管理に関するこ

(4) 河川の整備促進及び調整に関すること。

(5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。

(6) 開発行為等の指導及び規制に関すること

(7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。

(8) 住居表示に関すること。

(9) 町及び字の区域に関すること。

(10) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関すること。

(11) 駐車場対策(町民安全課の主管に属するものを除く。)に関すること。

(12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に関すること。

(13) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良な住宅の造成の認定等に関すること。

(14) 課の庶務に関すること。

と。

(5) 公共下水道施設の災害復旧に関すること。

(6) 公共下水道建設用地の確保に関すること。

(7) 公共下水道の設計、施工及び監督に関すること。

(8) 公共下水道工事に伴う地下埋設物等障害物件に係る事前調査及び調整に関すること。

(9) 事業計画区域内の私道に対しての下水道施設設置に関すること。

(10) 公共下水道工事に伴う建物補償に係る調査及び補償に関すること。

都市計画課

都市計画・開発指導担当

(1) 都市計画に関すること。

(2) 交通施策に関すること。

(3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。

(4) 河川の整備促進及び調整に関すること。

(5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。

(6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。

(7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。

都市みどり担当

- (1) 公園、緑地等の計画、設計、  
施工及び監督に関すること。
- (2) 公園（一之宮公園を除く。）、  
緑地等の維持管理に関すること。
- (3) 公園台帳の整備に関するこ  
と。
- (4) 緑化対策の推進に関するこ  
と。
- (5) 緑化及び親水の推進に関す  
る計画の策定及び調整に関す  
ること。
- (6) 民有地及び公共施設の緑化  
指導に関すること。
- (7) 一之宮公園管理事務所との  
連絡調整に関すること。

拠点づくり部

倉見拠点づくり課

倉見拠点づくり担当

- (1) ツインシティ倉見地区のま  
ちづくりの推進に関すること。
- (2) 東海道新幹線新駅設置対策  
に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。
- (4) 部内の事務連絡に関するこ

- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 町及び字の区域に関するこ  
と。
- (10) 国土利用計画法（昭和49  
年法律第92号）に基づく土地利  
用計画及び公有地の拡大の推  
進に関する法律（昭和47年法律  
第66号）に関すること。
- (11) 駐車場対策（町民安全課の  
主管に属するものを除く。）に  
関すること。
- (12) 都市計画道路宮山線に係  
る国及び県との連絡調整に関  
すること。
- (13) 租税特別措置法（昭和32  
年法律第26号）に基づく優良な  
住宅の造成の認定等に関する  
こと。
- (14) 課の庶務に関すること。

都市みどり担当

- (1) 公園、緑地等の計画、設計、  
施工及び監督に関すること。
- (2) 公園（一之宮公園を除く。）、  
緑地等の維持管理に関するこ  
と。
- (3) 公園台帳の整備に関するこ  
と。
- (4) 緑化対策の推進に関するこ  
と。
- (5) 緑化及び親水の推進に関す  
る計画の策定及び調整に関す  
ること。
- (6) 民有地及び公共施設の緑化  
指導に関すること。
- (7) 一之宮公園管理事務所との  
連絡調整に関すること。

都市整備課

と。

- (5) 部内の他課等の主管に属しない事務に関する事。

田端拠点づくり課

田端拠点づくり担当

- (1) 田端西地区のまちづくりの推進に関する事。  
(2) 課の庶務に関する事。

寒川駅周辺整備事務所

寒川駅周辺整備担当

- (1) 寒川駅北口地区土地区画整理事業に係る清算に関する事。  
(2) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関する事。  
(3) 寒川駅南口整備事業に係る予算の調整及び執行管理に関する事。  
(4) 寒川駅南口整備事業の調査、計画及び実施に関する事。  
(5) 事務所の庶務に関する事。

～略～

市街地整備担当

- (1) 市街地整備に関する事。  
(2) 田端西地区のまちづくりの推進に関する事。  
(3) 寒川駅南口整備事業に関する事。  
(4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関する事。  
(5) 課の庶務に関する事。

～略～

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。